



令和5年度石川県委託訓練 能登半島地震に伴う対応について

訓練の修了について

<eラーニングコース、長期高度人材育成コース以外のコース>

当該訓練生について、下記①、②いずれも満たしている場合、修了とみなす。

- ①訓練受講時間が教科編成においてあらかじめ定められた学科及び実技の訓練設定時間のそれぞれ80%に相当する時間以上である
- ②当該訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる

【参考】受託申請説明会資料1「令和5年度石川県委託訓練提案募集について」7（1）

（前略）訓練生が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、当該訓練生の訓練受講時間が、教科編成においてあらかじめ定められた学科及び実技の訓練設定時間のそれぞれ80%に相当する時間以上でかつ当該訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合、所轄校長が修了証書を交付する。

<eラーニングコース、長期高度人材育成コース>

変更無し

※職業訓練の「修了」とは別に、

資格取得のために必要とされる受講時間が定められているコースにおいては、職業訓練を「修了」したが、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意願います

訓練の休止・中止について

①訓練を休止したが、訓練期間中に**補講で対応可能**な場合

⇒補講により対応

②訓練を休止し、訓練期間中の**補講で対応不可能**な場合

⇒訓練の**中止**あるいは**訓練期間の延長**のいずれかで対応

※いずれの場合であっても、まずは管轄校にご連絡願います

(中止の場合)

- ・中止した日までを基準に訓練実施経費を支払い
- ・再度、職業訓練を希望する訓練生に対しては、新たに受講指示・受講推薦を出すため、ハローワークへ行くよう促すこと

(訓練期間を延長する場合)

- ・訓練期間の変更を行うため、変更契約を行う必要あり

③訓練を**中止**する場合

⇒②の中止の場合と同じ

補講の取り扱いについて

<対象>

次のいずれかに該当する場合

- ① **災害救助法適用地域に所在する委託訓練実施機関が被災し、**
通所 または 同時双方向型のオンラインによる訓練を実施できない場合
- ② **災害救助法適用地域に居住する訓練生が被災し、**
通所 または 同時双方向型のオンラインによる訓練の受講ができない場合

<地震の影響に伴う補講の取り扱い>

通所 または 同時双方向型のオンラインによる補講を受講することが困難な訓練生に対しては、

◎メール

◎郵送等の通信の方法 により、

訓練内容や訓練時間に対応した**教科書や課題等を配布して指導を行う方法**を用いても差し支えない。

この場合、訓練生に対して訓練内容を踏まえた適切な取組時間数の課題等を課し、

訓練内容の習得が確認できれば、当該課題に割り振った時間数を補講時間に含めて差し支えない。



※災害救助法適用地域

金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市
津幡町 内灘町 志賀町 宝達志水町 中能登町 穴水町 能登町